

法務大臣あいさつ

平成 1 2 年 7 月 2 5 日 (火)
司法制度改革審議会第 2 6 回会議

この度、法務大臣に就任をいたしました保岡興治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会長、会長代理を初め委員の皆様方には大変ご多用の中を昨年 7 月の本審議会設置以来、本当にご熱心にご審議を賜りまして、いろいろと実りあるご議論を進めておられますことを心から深く敬意を表するものでございます。

司法改革の重要性については、これはもう申し上げるまでもないところでございますが、私もその重要性について痛感して一生懸命これまでも頑張ってきました。ただいま総理のごあいさつの中にもありましたとおり、総理から今般司法制度の改革を森新内閣の重要な政策の柱として位置付けるということをご説示いただいたところでございます。本審議会の審議につきましても、国会対応が必要なことも出てまいりますれば、私はその責任をまっとうしていかなければならない。そして、皆様方のご審議が円滑に進んでいくように最大限ご協力を申し上げます。

なお、これまでの審議、あるいは今までこの審議会が設置された経緯などから 2 1 世紀には行政がむしろ規制緩和や過剰な介入を控えて国民に知恵と工夫、創意工夫を自由にさせていただく中で健全な活力のある国を、そしてより成熟した社会を作り上げていこうということにあると思うのですが、それを支えるためにはやはり土台として行政とともに、あるいは行政に代わって、それを支えるルール、そしてそれを本当に実現していくシステムというものが非常に重要になると、日本が 2 1 世紀に素晴らしい国家として進んでいく上においては司法がどれだけいいものを作り上げているか、そしてそれがどう運営されているかということが本当に大切なことだろうと思っております。そういった意味で、やはり皆様方の審議会の結論というのは将来の日本にとって、非常に重要なテーマであって、

(別紙 2)

私は 21 世紀の日本が世界の中で本当に立派な国となっていけるかどうかは司法の整備いかにかかっていると思っております。

総理の IT 戦略会議や産業新生会議でもこういう社会の国際化や複雑化や多様化などの中で法整備がどんなに必要かということが次々に意見として出されておりますし、そういったものの需要に応えるためにも司法の拡充強化というものはとても大切だと思います。

そしてまた、行政の改革という中で行政はスリム化で減量化をすべきであるが、司法は充実強化だということをどうやって予算や定員に反映させていくかということが、これが非常に政治として重要だと思っております。総理におかれまして非常に司法改革を重要な施策の柱にいただいているのでございますが、行政の改革のその基準で司法をまた査定していく、人員を査定していくということになりますと、どうしても限界があるということでやはり刑事局、民事局の立法の必要性、そのボリューム、あるいは入管局のボリュームが拡大していくこと、あるいは人権擁護の問題が拡大していくこと、あるいはまた行政訴訟がどんどん増えていくことなどを考えると、法務省、あるいは司法、裁判所の予算や定員というものは、よほど新しい政治的なメリハリをつけないと、どうしてもみんなそれぞれ重要な中で査定していく大蔵省の査定の中でなかなか芽を出していくことが難しいという問題があるかと思っております。そういった意味で、是非、総理や官房長官や内閣の皆様と一緒に、こういった司法の拡充強化の予算面、人的な面においても今後努力をしていかなければならないと、それが我々政治家の責任ではないかと強く思っているところでございます。

どうぞこれからもご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げましてごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。